

尾鷲市立養護老人ホーム聖光園
指定管理者募集要項

令和8年10月
尾鷲市福祉保健課

尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理者募集要項

尾鷲市（以下「市」という。）は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームである尾鷲市立養護老人ホーム聖光園（以下「本施設」という。）の設置目的や役割を踏まえ、入所者の快適な生活及び自立の保持を目指し、効果的かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び尾鷲市養護老人ホーム設置条例（昭和 38 年尾鷲市条例第 26 号、以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により、以下のとおり施設の管理・運営を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要と設置目的

名 称：尾鷲市立養護老人ホーム聖光園

所 在 地：尾鷲市大字大曾根浦 15 番地の 1

施設の種類：養護老人ホーム

供 用 開 始：平成 8 年 2 月

敷 地 面 積：11,169.58 m²

入 所 定 員：養護老人ホーム 50 名 生活管理指導短期宿泊 4 名

標 高：約 20 m

主 な 施 設：①聖光園

構 造：鉄筋コンクリート造 2 階建

建 築 面 積：1 階 686.53 m² 2 階 1,432.02 m²

施 設 内 容：居室（50 室）、ショートステイ室（4 室）、食堂、調理室、調理休憩室、集会室、事務室、宿直室、面会室、医務室、浴室、脱衣室、洗濯室、リネン室、静養室、支援室、霊安室、湯沸室、職員トイレ、共用トイレ（1 階：1 室、2 階 2 室）等

②倉庫

構 造：木造平屋建

床 面 積：37.88 m²

設 置 目 的：65 歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ養護することを目的とする。

2 指定管理者が行う管理の業務及び業務の範囲

指定管理者が行う業務については以下のとおりとし、その内容、基準等、詳細については、別添「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理者業務仕様書」（以下、仕様書という。）のとおりとします。

ア 施設の運営に関する業務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 入所者が自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他援助に関する業務
エ その他、市長が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

4 市が支払う指定管理料

老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日付厚生労働省老健局長通知）中の老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針により定められた老人保護措置費支弁基準その他国が定める関係通知等に基づき算定し、入所実数に応じて支払うものとします。

ただし、各月初日の入所実数が48名（以下「基準入所数」という。）未満である場合は、上記の老人保護措置費のうち、基準入所数と入所実数の差分の人件費を指定管理料として支払うものとします。また、上記の老人保護措置費支弁基準等に変更が生じたときは、指定管理料の変更ができるものとします。

5 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。なお、個人での申請はできません。

ア 令和8年4月1日現在、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する法人等であること。

イ 養護老人ホームと同種又は類似の施設を経営し、過去3年以上良好な経営の実績を有するものであること。

ウ 施設の管理運営が可能な組織体制、能力を有すること。

エ 業務を円滑に遂行するため、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

オ 法第244条の2第11項の規定により尾鷲市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

キ 申請書類提出時において、尾鷲市の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人等であること。

ク 国税及び地方税について未納のない法人等であること。

ケ 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する法人等でないこと。

（ア）会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

（イ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- (エ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- コ 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - (イ) 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
 - (ウ) 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - (エ) 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - (オ) 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係等を有している者がいないこと。
 - (カ) 役員等に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
 - (キ) 指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接又は間接に関与している法人等でないこと。

6 申請の手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和8年10月6日（火）から11月5日（木）午後5時まで

イ 配布場所

市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ URL <https://www.city.owase.lg.jp/>

※尾鷲市役所本庁1階福祉保健課においても配布しております。配布時間は、午前9時から午後5時までとします。（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

(2) 現地説明会の開催

指定管理者指定申請書を提出するにあたり、現場での説明を希望される場合は、市と申請希望者で調整の上、説明会を開催致します。

(3) 質問事項の受付及び回答

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

令和8年10月6日（火）から10月29日（木）の間の午前9時から午後5時までとします。（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

(イ) 受付場所

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市福祉保健課 高齢者福祉係

FAX:0597-23-8204／アドレス:hukusi@city.owase.lg.jp

(ウ) 受付方法

質問は、質問票（別紙様式8）により持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかで必着にて提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

FAX又は電子メールにて質問者に回答します。ただし、要項に関する質問等で、申請者全員に共有しなければならないものについては、申請者全員にFAX又は電子メールにて回答します。

(イ) 回答日

令和8年11月2日（月）まで順次回答

(4) 申請書類の受付

ア 受付日時

令和8年10月6日（火）から11月5日（木）の間の午前9時から午後5時までとします。（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合もあります。

(ア) 指定申請書（尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則様式第1号）

(イ) 事業計画書（別紙様式2）

(ウ) 事業計画書の要旨（別紙様式3）

市では、指定管理者の選定にあたり、その選定の過程を明らかにするため、指定管理者が申請した法人等の概要及び事業計画書の概要を公表することにしております。このことを前提に、事業計画書の要旨によりわかりやすくまとめてください。

(エ) 収支予算書（別紙様式4）

(オ) 「5 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書（別紙様式5）

なお、上記「5 ケ」に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は

住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(カ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(キ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日前３ヶ月以内に取得したもの）

(ク) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（申請日前３ヶ月以内に取得したもの）

(ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(コ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近３年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（以下「事業報告書等」という。）。ただし、申請書を提出する日において直近３年間の事業報告書等が作成されていない法人等にあっては、その設立時以降における事業報告書等とし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録又はこれらに準ずる書類とする。

(サ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類

(シ) 法人等の団体の概要がわかる書類（別紙様式６）

(ス) 国税及び地方税の納税証明書の写し（法人税、法人市民税、同県民税、消費税及び地方消費税）

(セ) その他、市長が必要と認める書類

ウ 提出書類の扱い

市に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、尾鷲市情報公開条例第２条第２項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例に従い開示していくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

また、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。但し、郵送の場合は、書留郵便により提出期限の令和８年１１月５日（木）午後５時必着とします。

オ 提出先

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町１０番４３号

尾鷲市福祉保健課 高齢者福祉係

TEL:0597-23-8201/FAX:0597-23-8204

カ 提出部数

正本１部、副本６部（副本は複写可）を提出してください。

キ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

ク 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、指定管理者応募辞退書（別紙様式 7）を「6 指定の申請の手続き」の「(4) 申請書類の受付・オ 提出先」に提出してください。

7 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等に関するヒアリングを実施のうえ、下記(2)の審査基準等に基づいて総合的な審査を行い、指定管理者の候補者として選定します。

(2) 選定基準

次の基準により選定委員会で審査しますので、事業計画書を記載の際には重視してください。

ア 法人の理念及び運営方針が明確で、施設の設置目的を理解し、地域や関係機関との連携が図られること。

イ 法人の財務基盤及び施設運営の実績が十分で、緊急時の対応並びに職員の研修及び育成体制が整っていること。

ウ 収支計画が適正かつ実現可能であり、サービスの質を確保しながら、安定的かつ効率的な施設運営が見込まれること。

エ 家族対応、苦情処理、給食、職員配置、生活支援、健康管理、ニーズ把握等の事業計画が具体的かつ実現可能で、適切なサービスの提供が見込まれること。

(3) 選定委員会によるヒアリングの実施

ア 実施日時

令和 8 年 11 月 17 日（火） 午後 1 時 30 分から

イ 実施場所

三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号 尾鷲市役所 2 階会議室

電話連絡は、尾鷲市福祉保健課 高齢者福祉係（0597-23-8201）まで。

(4) 失格事項

申請者が次の事項に該当する場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合若しくは、選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ その他不正な行為があった場合

(5) 最終選定

ア 実施日

令和 8 年 11 月 17 日（火）

イ 開催場所

三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号 尾鷲市役所 2 階会議室

(6) 選定結果の通知

指定管理者の選定結果は、審査終了後速やかに書面で通知します。

8 仮協定の締結

選定委員会の審査、選定結果をもとに、本市と指定管理者の候補団体と協議を行い、仮協定を締結します。当該仮協定は、指定管理者の指定について議会の議決を得た日をもって、協定となります。なお、議会の議決を得られなかった場合は、当該仮協定は効力を生じません。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者に選定された法人等については、令和9年第1回尾鷲市議会定例会における議決を経た後に指定管理者として指定する予定です。ただし、指定申請以降に、「5 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「7(4) 失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

(2) 指定管理者との協定書の締結

協定書の主な項目については、次のとおりです。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 本業務の範囲と実施に関する事項
- ウ 備品の管理に関する事項
- エ 指定管理料に関する事項
- オ 事業計画書に関する事項
- カ 個人情報の保護に関する事項
- キ 情報公開の推進に関する事項
- ク 業務報告書及び事業報告に関する事項
- ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ リスク管理、責任分担に関する事項
- サ その他、市が必要と認める事項

10 関係法令等の遵守

指定管理者が本施設の管理運営業務を行うにあたっては、別紙仕様書のほか、次の関係法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法、尾鷲市行政手続条例（平成9年尾鷲市条例第27号）、同施行規則（平成10年尾鷲市規則第6号）ほか行政関連法令等
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関連法令等
- ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- エ 尾鷲市養護老人ホーム設置条例（昭和38年尾鷲市条例第26号）
- オ 尾鷲市養護老人ホーム聖光園管理規程（昭和41年尾鷲市規程第4号）
- カ 尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年尾鷲市条例第13号）
- キ 尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年尾鷲市規則第21号）
- ク その他本施設を管理運営するための業務に関連する全ての法令等

1 1 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取り消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして市との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において自主事業を行うことができます。自主事業に係る経費は指定管理者の自主採算とし、事業により生じるすべての収入は指定管理者の収入となります。

ただし、指定管理者が自主事業を実施する場合には、事業計画及び収支予算を策定し、あらかじめ市長の承認が必要となります。なお、指定管理業務に関する会計とは別の会計で管理してください。また、実施した自主事業の収支決算及び事業実績は、市へ報告する必要があります。

(3) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、市の承認を得た上で、委託業務のうち、一部を専門業者等に委託することはできます。

1 2 この募集要項に関する問い合わせ先

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市福祉保健課 高齢者福祉係

TEL:0597-23-8201/FAX:0597-23-8204